

財 関 第 1346 号
平成 22 年 12 月 27 日

(各) 稅関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 柴生田 敦夫

関税法基本通達の一部改正について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒物及び劇物の通関手続について、厚生労働省医薬食品局長からの依頼通知に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 23 年 1 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。